

令和 7 年度
令和 7 年度 冬住地区造林（除伐 2 類）請負事業
（特定汚染土壌等取扱業務）
特 記 仕 様 書

第 1 条 適用

本事業の仕様書は、関東森林管理局造林事業仕様書（以下「作業仕様書」という。）によるものとするが、放射線障害防止の観点から本特記仕様書を定めており、作業仕様書に優先する。

第 2 条 目的

本特記仕様書は、汚染状況重点調査地域で行われる特定線量下業務及び特定汚染土壌等取扱業務について、放射線障害防止の観点から受注者の作業安全基準及び適正な被ばく線量管理について定めたものである。

第 3 条 作業の履行

本事業の実施にあたっては、本特記仕様書及び作業仕様書のほか、福島県の「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正等について（通知）（平成 26 年 1 月 20 日付け 25 企技第 1342 号）」（以下「通知文」という。）及び「放射線障害防止措置等安全管理に関する留意事項」（別紙 1）を遵守して作業にあたること。

なお、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について（平成 25 年 12 月 26 日付け 基発 1226 号第 19 号）」については、厚生労働省 HP 等により最新版を確認すること。

【福島県 HP】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/housyasensyougai-bousi.html>

【厚生労働省 HP】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000029897.html>

第 4 条 作業計画書等への記載

通知文に基づく作業安全基準の現場での適用及び除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の適用については、作業計画書等に記載し、監督職員に提出すること。なお、本事業の作業計画の作成にあたっては、同一林小班毎の作業期間が 2 週間を越えないように事業区画を分割すること。

第5条 被ばく線量管理

作業時間内の労働者の被ばく線量を1日ごとに様式1により記録するとともに適切に管理すること。また、日々の被ばく線量を1日ごと、累積被ばく線量を1ヶ月ごとに労働者に通知すること。併せて、作業期間中の現地の空間線量率について様式2により記録し、提示できるようにすること。

第6条 放射線量の測定結果の明示

作業着手前に、発注者が提供する事前調査の結果（別紙2）について、調査が終了した年月日、調査方法及びその結果の概要を本事業に従事する全て労働者に書面の交付等により明示すること。なお、事業場所の空間線量率等の最大値、最小値等は下記に示すとおりである。

① 空間線量率 ※1

■2016 へ

最大値：1.42 μ Sv/h

最小値：0.30 μ Sv/h

■2016 ほ

最大値：1.03 μ Sv/h

最小値：0.30 μ Sv/h

※調査地点及び結果の詳細は別紙2のとおり。

② 土壌の放射性物質濃度 ※1

■2016 へ

最大値：22,968Bq/kg

最小値：1,479Bq/kg

■2016 ほ

最大値：15,091Bq/kg

最小値：1,647Bq/kg

※調査地点及び結果の詳細は別紙2のとおり。

③ (参考) 作業時間当たりの被ばく線量 ※2

■ 平均的な被ばく線量 (林小班内における滞在時間ごとの被ばく線量 (μSv))

※ 当該林小班において森林作業を行った場合の被ばく線量の頻度分布を算出した結果から中央値 (例えば 20 名が作業をした場合にうち 10 名が受ける可能性がある平均的な被ばく量) を表示

林小班名	1 時間	3 時間	5 時間	7 時間
2016 へ	0.42	1.27	2.12	2.97
2016 ほ	0.43	1.29	2.16	3.02

■ 最も多い被ばく線量 (林小班内における滞在時間ごとの被ばく線量 (μSv))

※ 当該林小班において森林作業を行った場合の被ばく線量の頻度分布を算出した結果から上位 5 % の値 (例えば 20 名が作業をした場合にうち 1 名が受ける可能性がある最大被ばく量) を表示

林小班名	1 時間	3 時間	5 時間	7 時間
2016 へ	0.55	1.64	2.74	3.83
2016 ほ	0.52	1.55	2.58	3.61

【Sv (シーベルト) について】

- 放射線が人体に及ぼす影響を含めた線量。
- 1 シーベルト (Sv) = 1000 ミリシーベルト (mSv) = 100 万マイクロシーベルト (μSv)
- 年間追加被ばく量の目安である 20mSv/年は 20,000 μSv /年

※1 関東森林管理局が実施した「令和7年度旧避難指示区域等内国有林における土壌中の放射性物質濃度等調査事業」の結果による。

※2 「令和7年度旧避難指示区域等内国有林における土壌中の放射性物質濃度等調査事業」の結果に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (JAEA) が算定した推計値。

第7条 装備

通知文により、該当する汚染状況や作業内容に応じて適切な装備で作業すること。放射線防護資材については、作業計画書等に必要数量等を明記するものとし、安全費に計上すること。

第8条 放射線管理者

受注者は放射線管理者を選任し、本事業に従事する全ての労働者の被ばく管理を含めた一元管理を実施させること。

なお、放射線管理者は下記の放射線関係の国家資格保持者、又は専門教育機関等による放射線管理に関する講習等の受講者から選任することが望ましい。

- ① 第1種放射線取扱主任者又は第2種放射線取扱主任者
- ② 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う放射線防護コース（旧：放射線防護基礎課程）、放射線安全管理コース（旧：ラジオアイソトープコース）、旧放射線管理コース、旧R1・放射線初級コース、旧R1・放射線上級コース
- ③ 独立行政法人放射線医学総合研究所が行った放射線防護課程、放射線・影響応用課程、放射線・防護基礎課程、旧ライフサイエンス課程
- ④ 日本原子力発電株式会社が行う原子力発電所の放射線管理員養成コース
- ⑤ 公益財団法人放射線計測協会が行う放射線管理入門講座、放射線・計測講座
- ⑥ 原子力企業協会が行う放射線管理員養成講習

第9条 除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度関係

- (1) 受注者は本事業に従事する全ての労働者が除染電離則第2条第7項に定める「土砂の除染等の業務」、「廃棄物収集等業務」、「特定汚染土壌等取扱業務」、第8項で定める「特定線量下業務」に係る事業に従事する場合、除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度（別紙3）へ参加すること。
- (2) 汚染状況重点調査地域内における除染業務等については、被ばく線量登録管理制度において定める「線量記録及び健康診断結果の引き渡し」の項目について参加すること。なお、本事業は汚染状況重点調査地域内における除染業務等に該当する（除染登録管理制度にかかる「記録引渡のみの参加」に該当）。
- (3) 除染登録管理制度への参加の手続きにかかる詳細について不明な点等がある場合は、（公財）放射線影響協会へ問い合わせること。

第 10 条 放射線障害防止に係る項目

本事業においては、下記の項目について共通仮設費の安全費に積上計上している。

- ・ サージカルマスク（捕集効率 80%以上）
- ・ 個人線量計
- ・ 健康診断費（一般健康診断追加分）
- ・ 除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の登録料（記録引渡のみの参加）

第 11 条 その他

汚染検査に必要な機器については、以下を貸与するものとする。

【貸与する GM サーベイメータの情報】

型式	: TGS-146B（本体）、GP-1029（検出器）
製造者	: アロカ株式会社
数量	: 1 台